

2019年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)
成果報告書

実施機関名 (宮崎県教育委員会)

1. 問題意識・提案背景

本県においては、県内を7つのエリアに分け、各エリアの実情に応じた支援体制「エリアサポート体制」の構築を図り、幼稚園・保育所等、小・中・高等学校等の校種間の連携や福祉や行政機関等の関係機関との連携を重視して取り組んできた。このエリアサポート体制のもと、発達障害を含むすべての障害のある幼児児童生徒一人一人の多様な学びに対応した質の高い教育が行われるシステムづくりを行ってきた。特に、各エリアの拠点校の担当者による小・中学校等への巡回相談を中心とした取組は、ニーズのある児童生徒に対する指導の質の向上や校内体制の充実において、一定の効果を上げてきた。

しかし、特別支援教育に関する校内支援体制づくりにおいて、学校間に差がみられ、特に、管理職の強いリーダーシップのもとでの特別支援教育の視点を踏まえた学校経営についての課題が浮かび上がった。

また、校内委員会の在り方等、体制整備が進んでいないなど、各学校の組織として特別支援教育に取り組んでいくために必要な機能が不十分な学校が少なからずあることが分かってきた。

2. 目的・目標

(1) 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築の更なる推進

ア 指定校共通の学校経営計画書を活用した研究の推進

本県で作成した共通の学校経営計画書の活用・評価を行う。

イ 校内支援体制の充実

児童生徒の特性や教育的ニーズに応じた指導・支援を受けることができる段階的な支援体制及び学校が抱える課題を解決するための校内支援体制の充実を図る。

(2) 指定校における校内支援体制構築の更なる充実

ア 学校経営計画に特別支援教育の視点を明確に位置付ける。

イ 成果を生かした実践

※ 前年度の成果を生かした実践的な取組を行う。

ウ 組織的な取組

※ 学校全体で組織として取り組むことを明確にする。

エ 合理的配慮の提供

合理的配慮提供のプロセスについて共有する。

オ 関係機関との連携推進

関係機関や特別支援学校と、個別の教育支援計画を活用した連携を推進し、個々の特性や教育的ニーズに応じた指導支援の充実を図る。

カ 校種間をつなぐ一貫した支援体制の構築

校種間連携協議会等を通じて、幼稚園等、小・中・高等学校間における、個別の教育支援計画を活用した支援の在り方について研究推進を図る。

3. 主な成果

(1) 学校経営スーパーバイザーの活用による管理職や教員の特別支援教育に対する意識の更なる向上

学校経営スーパーバイザー（以下、「学校経営SV」という。）による専門性の高い指導・助言によって、管理職の特別支援教育の基本的な考え方について再確認することができ、また、指定校における合理的配慮の提供の決定に至るまでの取組の見直し、指導技術の向上をめざした取組に対する理解が深まり、特別支援教育についての意識の向上が図られた。また、各学校・園における課題を明確にして改善を図れたことで、教職員が指導・支援に取り組みやすくなったことなどから、管理職が、校内支援体制を見直すことで子供を中心にした特別支援教育が組織的に構築されていくことの視点を得ることができた。さらに、管理職の強いリーダーシップのもと、教職員が同じ観点で指導・支援に取り組むなど、学校全体での積極的な生徒指導の推進につなげることができた。

(2) 合理的配慮の提供についての理解の広がり

合理的配慮の提供の決定に至るまでのプロセスの見直しを行うことにより、指定校において子供に本当に必要な配慮を提供できるようになった。また、拠点校としての立場から、地域の学校に対し、研修を通じて「基礎的環境整備」や「合理的配慮の提供」についての理解を広めることで、指定校以外の通常の学級での支援の充実にもつなげることができた。

(3) 異校種間や関係機関との継続した連携

小・中学校間等における連携に取り組んだ前年度の成果を踏まえ、今年度は高等学校まで連携の幅を広げることができた。中学校と高等学校で指導・支援の手立てを引き継ぐことが課題として挙げられていたが、個別の教育支援計画の引継ぎや中学校から高等学校への引継ぎを行うための中高連絡会の実施、高等学校が独自に作成した生徒や保護者の困っていることを把握するためのアンケートを実施するなど、切れ目ない支援体制の構築に向けた取組ができ、生徒が高等学校入学後も安心して学校生活を送ることができた。

また、学校が保護者や外部機関と連携して児童生徒を支援するために、支援体制を図にまとめる等、可視化することで、学校としての役割をより意識することができた。

高鍋東中学校 特別支援教育校内支援体制

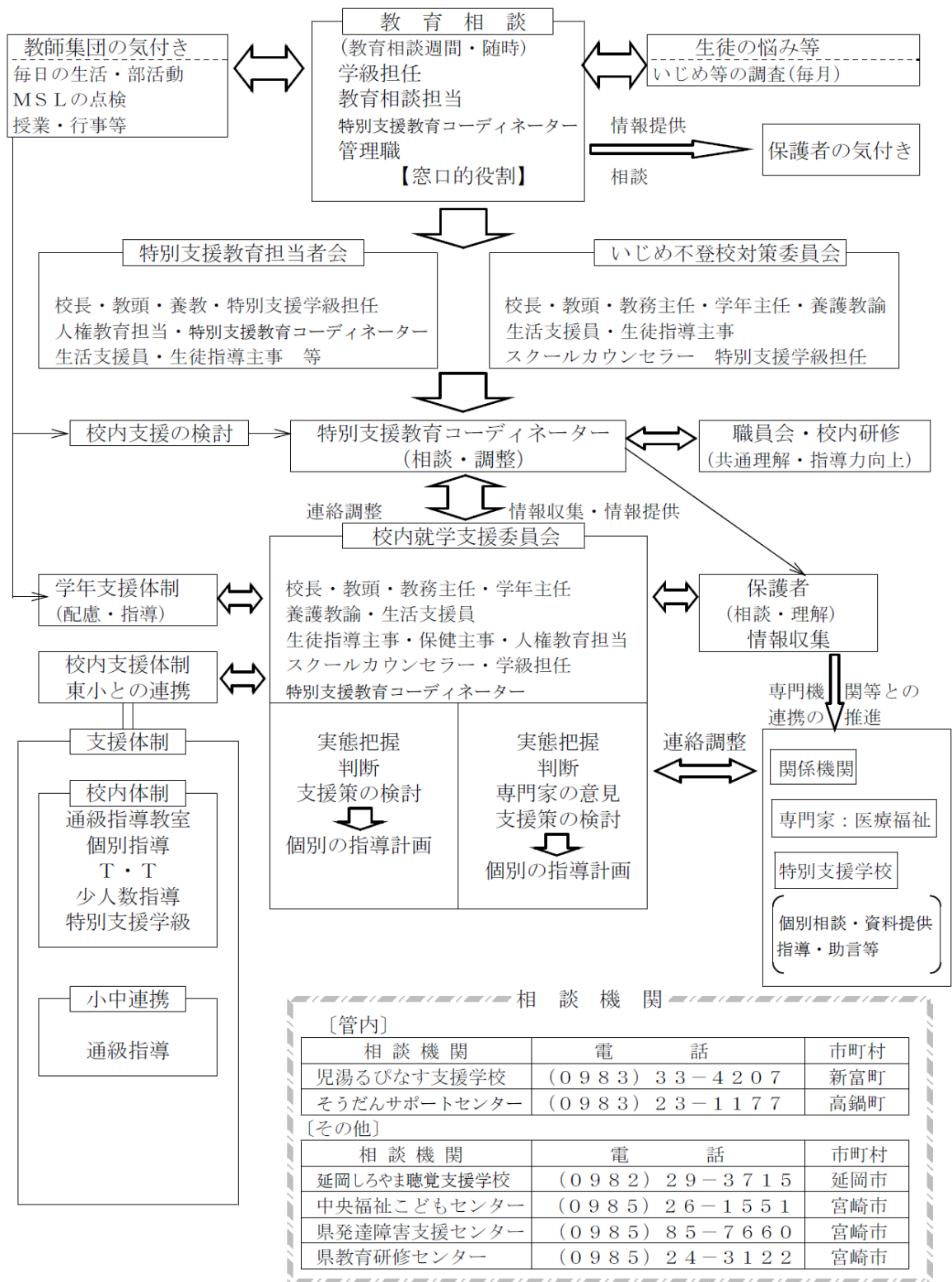


図1 指定校作成の外部専門機関等との連携図の例

小林小学校 関係機関とのいろいろなつながり

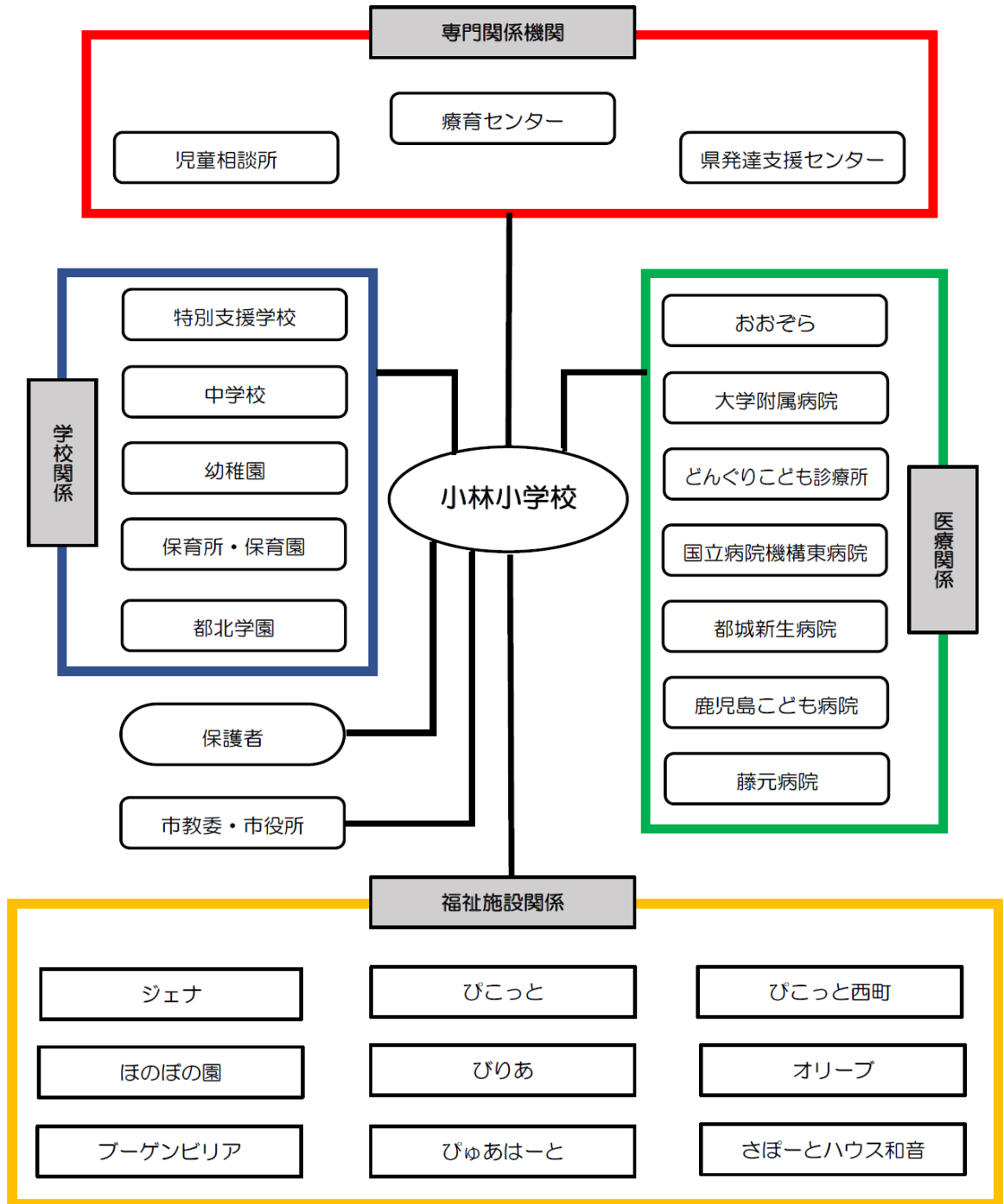


図2 指定校作成の外部専門機関等との連携図の例

(4) 指定校以外への研究内容の周知

本事業の指定校における取組内容をリーフレットにまとめ県内の各学校に配付することで、指定校以外の学校の管理職をはじめとする職員への周知を行った。リーフレットには、学校全体で取り組む校内支援体制についての内容を掲載し、各学校の今後の校内支援体制の構築の参考となるように工夫した。

4. 教育委員会及び指定校における取組概要

(教育委員会の取組)

(1) 学校経営構築研究開発事業運営協議会の開催

ア 目的：

教育委員会、教育事務所、関係市町教委及び学校経営SV、研究指定校関係職員で構成し、研究指定校ごとに、本事業内容や目的、特別支援教育を踏まえた組織の在り方等の学校経営に関する研究について協議して、本事業を組織的に支えるための連携を図るとともに、学校経営の具体的な計画の策定や連絡調整等を行う。

イ 参加者：

学校経営SV（大学教授、元特別支援学校長、元小学校長等）、県教育委員会（特別支援教育課）、各教育事務所、関係市町教育委員会、研究指定校関係職員（校長、各エリアの拠点校担当者、特別支援教育コーディネーター等）

(2) 学校経営SVの配置及び活用

ア 目的：

各研究指定校に対して、学校経営SVによる専門的な立場からの指導・助言を行い、特別支援教育の視点を踏まえた、学校経営計画の策定や見直しを実施する。また、作成した計画についてエリア内の他の学校へ周知することで他校の校内支援体制の構築を推進することを目的とする。

イ 取組概要

(ア) 県内の各教育事務所（3事務所）に学校経営SVを各2～3名配置し、各エリアの指定校の要請に応じて派遣を行った。

(イ) 学校経営SVの経歴について

（大学教授等…5名、元特別支援学校長…2名、元小学校長…1名）

(ウ) 本年度は、指定校9校全体で計34回の派遣要請があった。特に、小・中学校においては、学校からの要望が多く、回を追うごとに特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の在り方について、理解が深まっていった。

ウ 理解啓発のための取組

指定校の取組を基に作成したリーフレットを作成し県内の各学校に配付することで、理解啓発の促進を図った。今後指定校以外における学校での成果の波及が期待できる。

エ エリアサポート体制と連動した取組

7つのエリアごとに行われる研修会やエリアコーディネーター等の巡回支援、エリアサポート推進担当者会等を通じて、本事業の目的である特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の在り方について周知し、理解啓発を図った。

(指定校の取組と主な成果)

(1) 専門家を活用した学校経営計画等の策定

ア 幼稚園

研究指定園では、学校経営SVを招いて、個別に支援が必要な園児の学習環境や状況の設定について協議し、その環境設定や必要な支援について職員で共通理解を図る

とともに、支援体制を踏まえて経営計画への反映を行った。

イ 小学校

(ア) 取組例 1

特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築のために、学校経営SVを活用して、「学校全体で取り組むポジティブな行動支援」を導入し、落ち着いた学校環境づくりを目指す取組を行った。また、全職員ですべての児童を対象とした支援を行うために、取り組むべき重点事項について職員会等で検討を重ね、その結果を重点取組事項（2つの行動目標「あいさつ」「廊下歩行」）に絞り、学校経営の基本方針に明確に位置づけ、指導には全職員で取り組んだ。

(イ) 取組例 2

学校組織を機能させ、特別支援教育の充実を図るために学校経営ビジョンに特別支援教育の視点からの目標を位置づけ、全職員で共通理解を図った。また、校内研究においても特別支援教育の視点を踏まえた指導法にもつながる授業のユニバーサルデザイン化の考え方を生かした授業実践を行った。

(ウ) 取組例 3

特別支援学級担任と通常の学級担任が話し合う時間を放課後の時間帯に学年会と隔週で設定し、通常の学級での支援の在り方について情報交換を行い、共通認識を持って児童の特性に合わせた指導・支援ができるようにした。会では、特別支援学級の児童だけでなく通常の学級にいる支援の必要な児童についても話題にし、特性に応じて指導・支援の方法を協議した。

(エ) 取組例 4

『児童一人一人のよさを見出し伸ばす』をコンセプトに、特別支援教育と生徒指導との一体化を意識した学校経営に取り組んだ。

学校経営SVの助言を基に、上記のコンセプトが職員の意識の中に浸透したことで、以前に比べ落ち着いてきた児童が増えるとともに、通常の学級に在籍する支援の必要な児童への支援体制が構築できた。

ウ 中学校

(ア) 取組例

学校経営SVの助言を基に、学校経営の方針に「インクルーシブ教育システム」の考え方を取り入れ、「多様性を尊重し合う共生社会」をつくる生徒の育成をめざすことを明記し全職員で共通理解を図るとともに、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営計画を策定した。

エ 高等学校

(ア) 取組例

学校経営方針の3つの重点目標（人間力育成、学力養成、キャリア教育）に「特別支援教育の推進内容」を盛り込み組織で継続して取り組むことで、全職員の特別支援教育に対する更なる意識の高揚が図られた。

(2) 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

ア 小学校

(ア) 取組例 1

合理的配慮の提供の決定までのプロセスについて、図のアからオまでの段階に沿って確認した。研究テーマである「特別支援教育の視点を踏まえた通常の学級における支援の在り方」に基づき、まずは、通常の学級の担任が「自分はどのように自分の学級の実態をつかんでいけばいいのか。」という事を考えるところから取組んだ。

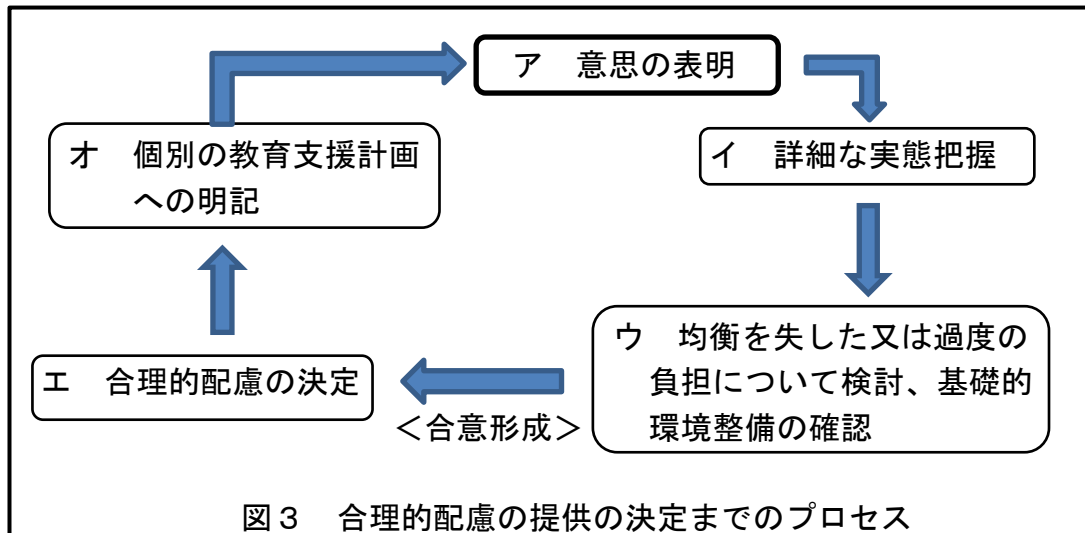


図3 合理的配慮の提供の決定までのプロセス

(宮崎県「教育的観点からの合理的配慮の提供に関するガイド」より)

①通常の学級の実態調査の実施

学級担任が、年度初めの家庭訪問や保護者面談、家庭調査票、保健調査票、指導要録、各種健康診断、学力検査等を参考にして自分の学級の実態調査を行い、学級全体の特性（視力・聴力・言語面の支援が必要な児童がどれぐらいいるのか、知的面、情緒面の支援を要する児童が多いのか等）を把握した。

②基礎的環境整備

学級担任が、拠点校の担当者等と自分の学級の「特性」を把握し、学級全体への配慮として何が必要か「基礎的環境整備」について検討した。検討時には、席の配置、黒板周りの環境、指示の出し方の配慮等、学級担任がすぐに実戦可能と考える内容を拠点校の担当者が参考資料として提示した。

③合理的配慮（支援の手立て）

特別支援学級の児童を交流及び共同学習で担当する通常の学級の担任には、交流及び共同学習における特別支援学級の児童への合理的配慮について、それ以外の通常の学級の担任には、通常の学級にいる支援を必要とする児童への合理的配慮について、拠点校の担当者やSVの助言をもとに校内研修の時間等を活用し具体的に考えていった。

④「基礎的環境整備」「合理的配慮の提供」の見直し

自分の考えた支援が適していたか否か、一つ一つを振り返って自己評価し、「支援の成果と課題」として記録し、次年度への引き継ぎ資料として活用していく。また、個別の指導計画、個別の教育支援計画にも必要事項を記入する。

これらの取組により通常の学級の担任へ「基礎的環境整備」「合理的配慮の提供」について、通常の学級でも考えていかなければならないことという意識が浸透した。また、具体的に配慮する事項を考え、記述することで、通常の学級担任が「基礎的環境整備」や「合理的配慮の提供」は、「特別なこと」ではなく、「学級を経営する上で当然なこと」と認識できた。さらに、特別支援学級の授業をスーパーバイザーが参観し、複式体制の授業の進め方や、席の配置、声かけの仕方などのアドバイスをを行ったことで、特別支援学級の担任が授業改善、学級経営改善に役立てることができた。

(イ) 取組例 2

合理的配慮の提供に係るプロセスの定着を図るために、合理的配慮の提供までの流れや、合理的配慮が必要な児童に対して適切に配慮がなされているかを、特別支援教育コーディネーターと確認するための「合理的配慮作成シート」を作成することで、職員が取り組みやすくなり、使いやすいものにシートを仕上げることができた。この「合理的配慮作成シート」を用いることで個別の事案についても合理的配慮の提供について検討ができるようになった。

イ 中学校

(ア) 取組例

合理的配慮の提供までのプロセスについて、個別の生徒ごとに検討及び見直しを行った。指定校では、学校経営SVの助言を通じて、合理的配慮の提供が必要な生徒について、学級担任が定期的に面談を実施し、保護者・本人に対しての確認作業を行いながら合意形成をしていくことが大切であること、配慮内容として「～しなくてよい」ではなく「方法の多様性」を提案する必要があること、を教職員が確認することができ、適切な見直しを行うことができた。

(3) 発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

ア 小学校

(ア) 取組例 1

- ① 全校児童を対象にチェックシートによる実態把握やQ U検査を実施した。これらは、学級経営及び授業づくり、学級検討会やケース会等の協議資料として活用した。
- ② 学級検討会で名前のあがった児童について、授業に校内の特別支援教育コーディネーターが意図的に入り、児童の実態や学級の状況を把握した。
- ③ 登校渋りの状況がみられる場合、学級検討会でこれまでの登校の状況と経緯、原因と思われる内容等を把握するようにした。さらに、不登校の兆しが見え始めた児童については、保護者と学年や関係分掌部の職員を交えてのケース会を開き、本人の意欲を高めるために学校で取り組むこと、家庭で協力してほしいことを具体的に話し合った。校内支援会議では管理職にも理解と支援を要

請する。

- ④ 本人にとって苦手さや不安があると思われる学習内容や学校行事について、事前に情報を提供して見通しをもたせたり、参加の仕方を提案したりすることで登校へのハードルを下げた登校促しを行った。
- ⑤ 休日明けの登校が難しい児童に対しては、休日の過ごし方について保護者からの情報を得ながら改善策の話し合いを行った。家庭支援が必要な場合は、生徒指導部との連携及びスクールソーシャルワーカーや児童相談所等の協力を得ながら対応した。

学級検討会やケース会に専科担当や関係職員も参加し、それぞれの立場からの情報を共有することで、児童を多面的に捉えることができ、丁寧な言葉かけや対応ができるようになってきた。また、児童一人一人に多くの教師による見守り、関わりがあるということが児童や保護者に伝わることで、安心感や信頼感につながっている。

(イ) 取組例 2

個別性の高い、より支援が必要な児童に対する教員の指導力の向上を図るために、視覚支援の一つである「コミック会話」を活用した実践に全職員で取り組んだ。通常の学級において行動面の課題が大きい児童に対する指導は、口頭での説諭が中心になることが多かったが、他者の気持ちの理解や感情の自己コントロール、セルフモニタリングの力に弱さがある児童への指導・支援方法として「話して聞かせる」だけの指導だけでは指導の効果がなかなか上がらないことから、会話や状況の「見える化」を図ることができる「コミック会話」についての研修会を行い、実践に取り組んだ。拠点校の担当者が講師となり実施した校内研修で実際に職員自身が児童役・教師役となつての「コミック会話」の演習や実践報告を行い、具体的実践へのイメージ化や意欲付けにつなげることができた。

(4) 特別支援教育コーディネーターの負担軽減のための体制の在り方

ア 幼稚園

(ア) 取組例

コーディネーターだけに任せるのではなく、コーディネーターの業務内容について、園全体で多くの職員が関わるような体制構築を検討した。

イ 小学校

(ア) 取組例

校内支援体制を改めて見直し、校務分掌上に「特別支援教育部」を設置し、コーディネーター業務を分担して取り組むようにしたり、先進校視察を通して複数のコーディネーターの配置を検討したりした。

表 1 研究指定校における特別支援教育コーディネーターの概要

① 指名している人数	・各校 1 名ずつ
② 具体的な職務内容（校長、教頭等管理職との役割分担）	・特別支援教育等の理解啓発 ・特別な支援が必要な子供の実態把握 ・校内委員会の計画 ・校内における他の分掌や外部機関との連絡調整 ・教育相談の窓口
③ 軽減している職務内容	・学級担任や校務分掌の長などから外している ・委員会やクラブ活動の担当から外している
④ 特別支援教育コーディネーターとして職務に従事している時間数（月平均）	・小学校・・・36時間 ・中学校・・・52時間 ・高等学校・・・20時間
⑤ 特別支援教育コーディネーターの人選方法や必要な資質	・特別支援教育についての知識や技能 ・特別支援教育コーディネーターの学校における通常の役職、任期 ・特別支援学級担任
⑥ 特別支援教育コーディネーター育成のための教育委員会としての取組	・特別支援教育コーディネーターを対象とした協議会や初担当者向けの研修会を実施している

5. 今後の課題と対応

(1) 今後の課題

ア 研究指定校以外の学校における管理職や教員の特別支援教育に対する意識の更なる向上

2年間の学校経営SVの活用で、研究指定校の管理職や教員の意識の向上は図られたが、指定校以外の学校では意識の差が見られる。研究指定校が自校の取組を啓発していく必要がある。

イ 合理的配慮の提供についての理解の広がり

合理的配慮については、研究により理解が深まったが、まだ研究指定校以外の学校においては、提供の決定に至るまでのプロセスが確立されていなかったり、「基礎的環境整備」や「合理的配慮」についての理解啓発が必要な学校がある。研究指定校での研究の成果を広めるとともに理解啓発をさらに進める必要がある。

ウ 異校種間や関係機関との具体的な連携について

校種間や関係機関との連携の必要性については、各校とも認識しているが、具体的な連携をどのように進めるかについては、今後の課題である。本県では、個別の教育支援計画の作成は進んでいるが、活用促進が課題である。個別の教育支援計画の活用について検討していく必要がある。

(2) 今後の対応

ア リーフレットや研究指定校による研究報告会等を実施することで、指定校以外の学校での管理職や教員の意識の向上、合理的配慮についての理解を図る。

イ 異校種間をはじめ、関係機関との協働を通して、個別の教育支援計画の周知や個別の教育支援計画の活用促進を図る。

6. 指定校について

(幼稚園)

指定校名：学校法人延岡城山学園城山幼稚園													
		3歳			4歳			5歳					
		在園者数		学級数	在園者数		学級数	在園者数		学級数			
		19		1	20		1	26		1			
		園長	副園長・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	講師	教育補助員	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数		1	0	1	4	0	0	2	1	0	0	3	12

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

(小学校)

指定校名：宮崎市立宮崎小学校													
		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級		51	2	56	2	55	2	65	2	56	2	71	2
特別支援学級		6		4		5		9		5		5	
通級による指導 (対象者数)		15		11		5		8		6		4	
		校長	副校長・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数		1	1	0	22	1	1	4	1	3	0	6	40

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：難聴、言語、情緒

指定校名：日南市立鉄肥小学校													
		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級		53	2	64	3	65	2	53	2	64	2	67	2
特別支援学級		1		1		2		1		5		4	
通級による指導 (対象者数)		1		2		7		2		3		4	
		校長	副校長・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数		1	1	0	18	1	0	2	3	1	0	5	32

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：言語、情緒

指定校名：都城市立明道小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	27	1	35	1	42	2	30	1	30	1	45	2
特別支援学級	3		4		1		5		4		3	
通級による指導 (対象者数)	6		3		7		1		4		3	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	12	1	1	2	3	3	0	4	29

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：言語、情緒、LD/ADHD

指定校名：小林市立小林小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	85	3	90	4	104	3	96	3	82	3	93	3
特別支援学級	3		9		2		2		1		5	
通級による指導 (対象者数)	3		3		4		5		5		4	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	23	1	2	11	3	4	0	7	54

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：言語、LD/ADHD

指定校名：延岡市立延岡小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	60	3	60	3	69	2	57	2	70	2	75	2
特別支援学級	5		3		1		1		2		2	
通級による指導 (対象者数)			4		3		2		4		2	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	17	1	1	5	3	2	0	1	33

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：LD/ADHD

指定校名：日向市立富高小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	79	3	84	3	80	2	72	2	79	2	83	3
特別支援学級	2		1		3		4		3		4	
通級による指導 (対象者数)	4				4		2		3		4	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	2	24	1	1	3	1	3	0	1	35

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：言語

(中学校)

指定校名：高鍋町立高鍋東中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	80		3		99		3		99		3	
特別支援学級	8		4		4		2		9		3	
通級による指導 (対象者数)	2		1		10		1		3		1	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	20	1	1	6	2	3	1	2	39

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害・自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：LD/ADHD

(高等学校)

指定校名：宮崎県立日向工業高等学校												
課 程	学 科	第1学年		第2学年		第3学年		計				
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数			
全日制	機 械 科	31	1	32	1	39	1	102	3			
	電 気 科	38	1	34	1	33	1	105	3			
	建 築 科	38	1	33	1	32	1	103	3			
通級による指導 (対象者数)												
	校長	副校長 ・教頭	教諭	実習助手	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	30		1	0	9	3	0	0	7	52

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※通級による指導の対象としている障害種：自閉症

7. 問い合わせ先

組織名：宮崎県教育委員会

担当部署：宮崎県教育委員会特別支援教育課